

決 定 理 由 （案）

本地区は、市街化調整区域に位置し、周囲を良好な住宅地及び公益施設等で囲まれている。地区計画の策定により、周辺環境と調和した、良好な低層住宅地の形成を図るため、都市計画決定するもの。